令和4年 第4回

甲斐市農業委員会議事録

令和4年4月27日

- 1 日 時 令和4年4月27日(水) 午後3時~
- 2 場 所 甲斐市役所本館 3 階 大会議室
- 3 日 程
 - 日程第1 議事録署名委員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 選第1号 甲斐市農業委員会副会長互選の件

報告第7号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請の件

議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件

議案第 15 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の 承認の件

- 4 欠席委員 13番 坂本 通 委員、19番 神澤 安行 委員
- 5 議事録署名委員 8番 柳本 利徳 委員、9番 小林 豊 委員
- 6 職務のために会議に出席した者の職氏名 農業委員会事務局長 小宮山 尚 農業委員会事務局庶務係 窪田 友昭 農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文 農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之
- 7 閉 会: 午後3時58分

【事務局長】

それでは、はじめにあいさつを交わして始めたいと思います。 ご起立をお願い致します。

相互に礼。

ご着席ください。

総会に先立ちまして、4月の人事異動により事務局の職員が変更になりましたので、職員の紹介をさせていただきます。

(小宮山事務局長自己紹介)

(窪田自己紹介)

(小宮山自己紹介)

それでは令和4年第4回の農業委員会総会を開催致します。 はじめに有泉副会長より開会のことばをお願い致します。

【有泉副会長】

(あいさつ)

【事務局長】

ありがとうございました。

続きまして、小宮山会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましてもよろしくお願いします。

【議長(会長)】

(あいさつ)

それではこれより審議に入りたいと思いますので、よろしくお願いします。

本日の出席委員は17人です。定足数に達しておりますので直ちに会 議を開きます。

(日程第1

議事録署名委員の 指名)

【議長】

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、8番栁本委員と9番小林委員を指名致します。

(日程第2

会期の決定)

日程第2、会期の決定を致します。

【議長】

本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議ありませんので、本日1日と決定致します。

(日程第3 議事) (選第1号)

【議長】

それでは議事に移ります。

「選第1号 甲斐市農業委員会副会長互選の件」を上程致します。 事務局より説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長。

副会長互選について説明いたします。令和 4 年 4 月 18 日付で神澤副 会長より 4 月 30 日をもって、副会長の職を辞任する辞任届が提出され ました。

このことにより、5月より副会長が1名不在となりますので本日の総会にて、会長を決める必要があります。

副会長の決定の方法については、甲斐市農業委員会規定第3条第2項 に投票による方法と、同第3条第3項により指名推薦によることができ るとなっています。以上です。

事務局からの説明があったとおり投票による方法と推薦による方法がございますが、選出方法について意見がありますでしょうか。

【●●委員】

はい、●●番の●●です。

この件ですが、正副会長を決めた時に竜王・敷島・双葉から各1名というような経過がございます。神澤副会長におかれましては敷島地区なので、敷島地区からの推薦でやっていただけたらいいのではないかなと思いますよろしくお願いいたします。

【議長】

●●委員さんから敷島地区からの選出を受けるとの意見がございま

したが、ほかに意見がある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】

はい、●●番●●です。

正副会長の選出につきましては、先程の意見の通り敷島地区からの副会長の欠員が出たということですので、先ほどの意見に賛成して、敷島地区から選出していただくということが妥当ではないかと思います。

【議長】

そのほか御意見ございませんか。

意見が無いようですので敷島地区から選出を受けることに異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしの声がありましたので、敷島地区の委員の皆様で話合いをお 願いしたいと思います。

ここで暫時休憩を取ります。

(休憩)

【議長】

それでは、再開いたします。

敷島地区より 18番の山本委員が選出されました。 18番山本委員を副会長として指名いたします。 承認いただける方は拍手をお願いいたします。

(拍手多数)

ありがとうございました。

承認されましたので 18 番山本委員を 5 月から副会長といたします。 第1号甲斐市農業委員会副会長互選の件は承認されました。 それでは、次の議事に移ります。

(報告第7号)

【議長】

報告第7号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件」を上 程致します。

事務局に番号 13 番から 14 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料の1ページをお願い致します。

農地法施行令第10条第1項の規定により農地転用届出がありました。 甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をしましたの で報告します。

番号13番、地図・公図は1ページ、2ページになります。

●●番地、面積 $466 \text{ m}^2 \text{c}$ 、●●の●●さんが、下にいきまして●●番地ほか 1 筆、合計面積 $20.28 \text{ m}^2 \text{c}$ ●●の●●さんが、3 筆の総計 $486.28 \text{ m}^2 \text{c}$ ・●の●●さんに使用貸借により個人住宅にするための届出が出ています。

続きまして、番号 14 番、地図・公図は 3 ページ、4 ページになります。

●●番地ほか1筆、合計面積 289 ㎡を、●●の●●さんが、●●の● ●に、賃貸借による資材置場にするための一時転用の届出が出ていま す。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

それでは次の議案に移ります。

(議案第13号)

【議長】

議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号8番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料2ページをご覧ください。

番号8番、地図・公図は5ページ、6ページになります。

●●番地ほか 3 筆、合計面積 1632 ㎡を、●●の●●が、●●の●● に、地上権の設定による経営地拡大の許可申請が出ています。

申請著は農振農用地内の農地で営農型太陽光発電施設を計画しています。

パネル下部の農地面積は 1,064.04 ㎡、パネル設置枚数は 260 枚、支柱 96 本、最低支柱高 2.5m。発電出力 49.8 k w/h です。

パネル下で柿を栽培予定。10年後の反収見込量は888.8kg を見 込んでいます。

残高証明書、設備認定書、隣接耕作者の同意書の添付などから問題は ないと考えられます。

この案件は議案第15号農地法第5条第1項による許可申請の番号 第7番と関連がありますので一括で審議をおねがいいたします。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明にありましたとおり、この案件につきましてはこのあと 上程する議案第 15 号農地法第 5 条第 1 項許可申請の案件に関連する ものになりますので、あわせて審議することに致します。

続きまして事務局に番号9番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

番号9番、地図・公図は7ページ、8ページになります。

●●番地ほか 1 筆、合計面積 1049 \mathbf{m} を●●の●●さんが、●●の●

●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が出ています。

申請地は農振農用地内の農地で柿の植付を予定しています。現地は雑 木が生えていますが伐根後に定植する計画となっています。

●●さんの現在の経営面積は 11,568 m²。

所有している機械はバックフォー、草刈り機、噴霧器、トラクラーで す。

写真は北東側、南側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員にお願いします。

【●●委員】

はい、●●です。

4月18日に●●、事務局と現地確認をいたしました。写真に見られるように、現在は耕作されてなくて雑木が立っている状態です。柿を植えるようですが、植えるまでの計画を確認するように事務局に要望いたしました。また、過去に隣接地も取得して耕作するようなことだったと思いましたので、併せてどのような計画か確認をお願いしました。以上です。

【議長】

次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、推進委員の●●です。

先ほども、●●委員からの話のとおり、18 日に●●と事務局と現地を 調査いたしました。

現地は●●の南側にあるところです。

先ほどの話のとおり雑木が植えられていました。内容につきましては ●●委員がおっしゃったとおりです。以上です。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

●●委員から話があったとおり事務局から営農計画について説明ありますか。

【事務局】

はい、議長。

本人より計画をいただきまして、許可後、半年を目途に伐根を行い、 その後1年以内には柿を植えられるようにしたいとのことです。

また、取得した周辺農地も梅や柿を栽培するとのことです。

【●●委員】

はい、議長。

●番の●●です。

柿を植えるということですが、桃栗3年柿8年というように、8年間 の収入はどのようになっているのでしょうか。

【事務局】

はい、議長。

営農計画書によりますと、柿ですので今回の申請については収量は 0 となりますので収入は無しとなります。

他の農地の収入についての計画は生産収支として●●円程度という ことで書かれています。

【●●委員】

はい、議長

●●円ということですが、何による収入ですか。例えば野菜とか。

【事務局】

ほかの農地では野菜、米、柿となっております。

【●●委員】

はい、議長。

野菜と米で生計を立てるということなので、承知しました。

【議長】

その他質問はありますか。

無いようですので、本案件を許可とすることにご異議ございませんか

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。 続きまして、事務局に番号 10 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

番号10番地図・公図は9・10ページになります

●●番地、面積 824 m^{\dagger} を●●の●●さんが、●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が出ています。

申請地は農振農用地内の農地で柿の作付を予定しています。

●●さんの現在の経営面積は 2,250 m°。 所有している機械は噴霧器・ 耕運機です。

写真は南西側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告ですが、●●の担当地区になりますので報告します。

現地の北側でも柿を栽培していて、自動販売機での直売を行っていま す。草も生えてなくてきれいに整地されていますので問題ないと思いま す。

次に、現地調査の報告を●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。

18日に●●と現地調査いたしました。

図面のとおり昭和町との境であって周りは家ですが、現在、農地としてきれいに耕作していますので、新たに耕作は簡単にできると思います。以上のとおり問題ないと思います。よろしくご審議ください。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。 質問がないようですので、番号 10 番を許可とすることに異議ござい ませんか。 (異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。 それでは次の議案に移ります。

(議案第 14 号)

【議長】

議案第 14 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件を上程 致します。

事務局に番号1番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料3ページをお願いします。

番号1番 地図・公図は11ページ・12ページになります。

●●番地、面積 149 m^{\dagger} を●●の●●さんから敷地拡張のための許可申請が出ています。

申請地は住宅等が連たんする区域内で3種農地と判断できます。

申請地には40年ほど前に申請者の亡父が建てた車庫等が存在しており、申請者は今日まで住宅敷地の一部として利用してきましたが、この度、本件土地について転用の許可がなされていないことが判明したため、経過理由書を添付した上、転用の申請を行うものです。

写真は南西側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員にお願いします。

【●●委員】

はい、●番●●です。

18日に●●、事務局と現地確認をいたしました。

この場所は私の家の近所で、現在は花木等が植わっている状態ですが、昔は菜園として使っていた経緯があったと思います。

申請者の親戚に植木屋さんがいて、仮植えしていてしだいに花木等が 増えていってしまったと思われます。本人も経過措置の理由書を添付し て今回の申請に至ったとなります。

周りはすでに住宅地となっておりますので、この申請につきましては 特に問題はないと思います。よろしくご審議願います。

【議長】

次に●●推進委員の意見ですが、本人より現地調査の結果問題なしと

の報告を受けております。

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、番号1番を許可相当とすることにご異議ご ざいませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致しま す。

それでは次の議案に移ります。

(議案第 15 号)

【議長】

議案第 15 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件を上程 致します。

番号7番は、先ほどの議案第 13 号農地法第 3 条許可申請、番号8番に関連する案件となりますので、合わせて審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします

【事務局】

はい、議長。

資料4ページをお願いします。

番号7番、地図・公図は5ページ・6ページになります

- ●●番地ほか 3 筆、合計面積 1632 ㎡のうち 0.49 ㎡を、●●の●●が、
- ●●の●●に、営農型太陽光発電のための支柱部分の一時転用許可申請 が出されました。

これは、議案第13号、番号8番の農地法第3条許可申請に関連する ものです。

営農型太陽光発電施設設置については、支柱部分のみの面積を一時転 用とします。

申請地は農振農用地で、申請書に添付された、事業計画書、設備認定 書、資金証明書(残高証明書)、隣接耕作者の同意書などから問題はいと 考えられます。

農地所有適格法人の農地に関連会社の太陽光発電事業者が地上権を 設定し、事業を行うものですパネル設置枚数は 260 枚、支柱 96 本、最 低支柱高 2.5m。発電出力 49.8 k w/h、パネル下で柿を栽培予定。

写真は北西側、南西側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員お願いします。

【●●委員】

●番●●です。

4月18日に●●、事務局と現地調査を行いました。

登記地目は田、現況は畑となっております。営農型の発電施設設置となっていますが、それ自体は問題ないかと思います。ただ、この●●のやりかたといいますか、柿を栽培するとなっていますが、10年後888kgが採れる計画となっていますが、実際に収穫できる生育状態かどうか非常に疑問的な見方もできます。

農地が荒廃することを防ぐという意味で営農型太陽光は手続き上、問題ないという寛容な対応と、もっと厳格に農地として10年たって888kgの収穫が得られるような栽培を行うように厳しい指導をするか対応が2つに分かれると思うが、県や国から指針や指導がどうゆう方向づけで、今後行きましょうというものがあれば披露していただきたい。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

推進委員の●●です。

18日に●●、事務局と現地の確認をさせていただきました。

ここは元々は田ですが、営農型の太陽光施設が広範囲にありまして、 全体的に太陽光発電施設になってしまうのではないかと思うところで す。

先ほども●●委員が言ったように、営農型といっても本当に収穫ができるかなと思います。

以上です。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】

●番●●です。

今朝の新聞に菖蒲沢の発電施設のことが載っていまして水田への影響があるので除草剤を使ってはならないと県と市が指導しているが、この案件はどうゆう形を取りますか。

もう一つは、周りを金網みたいなもので囲っているが生垣みたいなもので囲うといいなと思いますが、ここの場合はどうなっているかお聞き したと思います。

【事務局】

はい、お答えします。

除草剤の件については下が農地ということで通常の刈払機での除草 を予定しています。

あと、周りを囲うものですが今回の計画書には出てきておりません。 ただし簡易的なネットで囲うようにとなっていますので、金網にはな らないとは思いますが、簡易的なネットで囲われることはあるかと思い ます。

●●委員の件ですが、営農型太陽光発電に関しては1年ごとの報告書を出すような形になっていますので、その報告書によって確認する形になります。

【議長】

●●委員よろしいですか。

【●●委員】

1年ごとに報告を受けるとなっているようですが、施設の下に木は植えてありますが、成育していないというか植えただけの状態でとても収穫までに至るかどうか難しい状態です。1年・2年のうちはいいですが3年・5年たって本当に収穫を見込めるかどうかという確認を実際にどういう方法で確認するかという点でこういうやり方を考えているということであれば説明していただきたい。

【事務局】

説明いたします。

現状では、報告書の提出後、県に報告をしています。県と市で共有を しているわけですが、確認はしていない形になっています。

あと、営農計画書に数年単位で計画が出ていますので内容に見合っていなければ業者に指導・確認をする形になります。

【議長】

私も、現地を確認していますが、●●で下の方ですが、元々柿が植わっていたところに営農型太陽光発電をしたところがあります。そこはパネルに近いところまで成長しているので、やりようによっては出来るのではないかと思います。

【●●委員】

●番●●です。

●●は度々、名前が出てくるのですが、●●というくらいなので農業で生計を立てると思うのですが、ここまで見てきて3町歩近く営農型をやっているということで、これに対して農業委員会では罰則は出来ないんですが、基本的に物が植わっていればこれは耕作していると認定する

というのが国の見解でこれはやむをえないんですが、そうはいっても植わっているということを確認していくひつようがあるわけです。特に昨年の改正で一時転用3年が特別の場合は、たぶんこの場合は会社法人なので適格化法人になっているということで10年になっているということなのでしょうけども、ということは10年間は逆に言えば植わってさえいればいいという考え方になるわけです。農業委員会に次々に挙がってくるときにこの場合組織的な一時転用なので国・県の見解も今後どのようになっていくのかっていうことも含めて甲斐市農業員会ではどのように営農指導していけばいいのかということをある程度見解をもらっておくほうが良いのではないかと思う。

これはみんな疑問視しているところもあって、でも法律だからやむを 得ないというとこですが、3条で取得して5条の一時転用ですので元に 3条があるわけで3条の努力は確認していく必要があると私は思いま す。

【事務局長】

はい、よろしいでしょうか。

事務局でも把握しきれていないところもありますので、県とも話しまして質問等にも答えられるようにしたいと思います。ご理解のほどよろしくおねがいします。

【議長】

農地法第3条の規定による許可申請の件、番号8番を許可、

農地法第5条第1項許可申請の件、番号7番を許可相当とすることに ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、

農地法第3条の規定による許可申請の件、番号8番を許可、

農地法第5条第1項許可申請の件、番号7番を許可相当とすることに 決定致します。

次の議案に移ります。

(議案第 16 号)

【議長】

議案第 16 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の 承認の件を上程致します。

事務局に利用権設定の番号 25 番から 32 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 5ページをお願いします。

番号 25 番 地図・公図は 13・14 ページになります。

- **●●番地ほか 2 筆、合計面積 1044 ㎡を●●の●●さんから、●●の**
- ●●さんに田を5年間、新規で貸し付ける計画が出されました。小作料は10a当たり4,789円で、水稲の作付けを予定しています

次に、番号 26 番、地図・公図は 15 から 17 ページになります。

- ●●番地ほか 1 筆、合計面積 1670 ㎡を●●の●●さんから、●●の
- ●●さんに畑を3年間、新規で貸し付ける計画が出されました。小作料は10a当たり7,185円で、サツマイモの作付けを予定しています。

次に、番号 27 番、地図・公図は 18・19 ページになります。

- ●●番地ほか 1 筆、合計面積 1270 ㎡を●●の●●さんから、●●の
- ●●さんに田を1年間、新規で貸し付ける計画が出されました。小作料は無償で、野菜の作付けを予定しています。

次に、資料6ページをお願いします。

番号 28 番、地図・公図は 20・21 ページになります。

●●番地、面積 2429 ㎡を●●の●●さんから、●●の●●さんに田を 5 年間、継続して貸し付ける計画が出されました。小作料は無償で、水稲の作付けを予定しています。

次に、番号 29 番、地図・公図は 22・23 ページになります。

●●番地ほか 1 筆、合計面積 3721 ㎡を●●の●●から●●の●●さんに畑を 5 年間、継続して貸し付ける計画が出されました。小作料は無償で、ブルーベリーの作付けを予定しています。

次に、番号 30 番、地図・公図は 24・25 ページになります。

●●番地、面積 807 mを●●の●●さんから●●の●●さんに田を 3年間、継続して貸し付ける計画が出されました。小作料は 10 a 当たり 12,391 円で、野菜の作付けを予定しています。

次に、資料7ページをお願いします。

番号 31 番、地図・公図は 26・27 ページになります。

●●番地ほか 1 筆、合計面積 691 ㎡を●●の●●さんから●●の●0 さんに田を 3 年間、継続して貸し付ける計画が出されました。小作料は

無償で、水稲と野菜の作付けを予定しています。

次に、番号 32 番、地図・公図は 28・29 ページになります。

●●番地、面積 1127 ㎡を●●の●●さんから●●の●●さんに田を 1 年間、継続して貸し付ける計画が出されました。小作料は無償で、野菜の作付けを予定しています。

説明は以上です

【議長】 事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】 ●番●●です。

25番の案件と26番案件は、25番が4反、26番が4町歩になりますが、住所がアパートなのですが、新しい農業の形態かなと思ったので内容がわかれば教えてください。

【事務局】 説明いたします。

●●さんにつきましては、経営面積すべてを借地で行っていて、現在 はブルーベリー、ラズベリー、野菜をネット販売しています。

刈払機と豆トラを所有しています。

●●さんは、●●にいまして、その後甲斐市に定住をして、現在は、

●●の●●の管理や、●●の●●の協力にも参加していますのでこの面積となっています。

【議長】 そのほか何かありますか。

【●●委員】 ●●です。

質問というか、今後のお願いです。

27 番の田んぼを借りているのに畑とか、32 番も田んぼだけども畑で 野菜を作るよというような、利用が違うのか、記載が間違っているのか しっかりした資料を出していただきたいなと思います。

【事務局】 はい、今後、備考欄に作付けの内容を書きたいと思います。よろしい でしょうか。

【議長】

その他質問ありますでしょうか。

質問がないようですので、番号 25 番から 32 番を承認することでよろ しいでしょうか。

(異議なしの声)

意義ありませんので番号 25 番から 32 番を承認することに決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。 有泉副会長より閉会のことばをお願い致します。

【有泉副会長】

(副会長より閉会のことば)

午後3時58分閉会